

第35回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月26日(金) 午前9時～午前10時00分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番
 - 9番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (1名) 8番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (9件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第35回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員より所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、10番〇〇委員と11番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が9件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書9件です。番号1。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在、北方字新替〇〇 田 〇〇〇〇㎡外1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は、無です。契約の期間は平成31年2月26日から令和6年1月31日。解約の理由、耕作地集約のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月17日。番号2。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在、北方字新替〇〇 田 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日。解約の理由、耕作地集約のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月17日。番号3。貸人、湧水町北方 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在、北方字新替〇〇 田 〇〇〇〇㎡。外1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和2年5月26日から令和7年5月31日。解約の理由、耕作地集約のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月17日。番号4。貸人、霧島市牧園町 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在、北方字麦生田〇〇 田 〇〇〇〇㎡。外3筆 計4筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日。解約の理由、耕作地集約のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月17日。番号5。貸人、鹿児島市 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、木場字綾織〇〇 田 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和3年5月25日から令和7年12月30日。解約の理由、体調不良のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月22日。番号6。貸人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。借人、湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。土地の所在、稲葉崎

字内田〇〇 田 〇〇〇〇㎡。外1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和5年1月24日から令和10年1月31日。解約の理由、土地を贈与するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月26日。番号7。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地、川西字鳥打田〇〇 田 〇〇〇〇㎡。外1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成26年12月24日から令和6年12月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月27日。番号8。貸人、神奈川県 〇〇〇〇。借人、湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在、川添字中丸〇〇 田 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和5年1月1日から令和14年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年4月27日。番号9。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、鶴丸字上新田〇〇 田 〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由、中間管理機構から基盤強化促進法へ利用権設定変更のため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年5月31日。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件です。番号1。権利取得者、霧島市国分野口町 〇〇〇〇。権利取得日、令和5年3月28日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字山下〇〇 畑 〇〇〇〇㎡。外7筆。田5筆 畑3筆の計8筆 6,767㎡。です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で、事務局報告を終わります。

議長 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第373号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号34号まで、事務局の説明を求めます。

- 事務局 4 ページです。日程第1 議案第373号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定です。整理番号1号から34号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 76,752 m², 畑 11,044 m², 小計 87,796 m²です。次に5 ページです。総括表になります。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 67,202 m²。次に使用貸借分の田 9,550 m², 畑 11,044 m²。合計で田が 76,752 m², 畑が 11,044 m², 合計 87,796 m²です。6 ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。
- 議長 まず、整理番号1号から整理番号4号までを審査します。整理番号1号から整理番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員退席)
- 議長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号から整理番号4号までの事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号及び整理番号4号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号1号及び整理番号4号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員着席)
- 議長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号5号から整理番号6号までを審査します。整理番号5号から整理番号6号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、11番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
- (11番〇〇委員退席)
- 議長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号5号から整理番号6号までの事務局の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号から整理番号6号までの資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号5号から整理番号6号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

- 議 長 1 1 番〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(1 1 番〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号 7 号を審査します。整理番号 7 号については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条議事参与の制限に、1 3 番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(1 3 番〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号 7 号の事務局の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 7 号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 7 号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 1 3 番〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(1 3 番〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号 8 号から整理番号 3 4 号までを審査します。
- 議 長 整理番号 8 号から整理番号 3 4 号までの事務局の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 8 号から整理番号 3 4 号までの資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 8 号から整理番号 3 4 号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次に日程第 2，農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第 3 7 4 号から議案第 3 7 6 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 5 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第 3 7 4 号。権利，所有権移転。土地の所在，稲葉崎字極田〇〇 地目は田 農振内 〇〇〇〇㎡，外 3 筆。計 4 筆 〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。経営面積，6,019 ㎡。外はお目通しください。労力総数 4。申請事由 義父からの贈与です。次に議案第 3 7 5 号。権利，所有権移転。土地の所在，

般若寺字湯ノ元〇〇 地目は田 農振内 〇〇〇〇㎡。外1筆 田1筆 畑1筆の計2筆 〇〇〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市 〇〇〇〇。受人, 湧水町般若寺 〇〇〇〇。経営面積は11,196㎡です。外はお目通してください。労力総数2。申請事由, 規模拡大。売買価格は全部で10万円です。次に, 議案第376号。権利, 所有権移転。土地の所在, 川添字中丸〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人, 神奈川県 〇〇〇〇。受人, 湧水町川添 〇〇〇〇。経営面積, 31,902㎡。外はお目通してください。労力総数3。申請事由 規模拡大。売買価格は, 10aあたり20万円です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は, 湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず, 議案第374号について審議します。議案第374号については, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

2番 2番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第374号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の1ページから7ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は田です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ, 議案第374号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第374号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。次に, 議案第375号について審議します。議案第375号についても, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

14番 14番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第375号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第375号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第375号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。次に、議案第376号について審議します。
議案第376号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の
報告をお願いします。

3 番 3番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第376号の現地調査の
報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告
書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書
と議案参考資料の8ページ、11ページ、12ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第376号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第376号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の
許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請につい
て を議題とします。議案第377号を上程します。事務局の説明を求め
ます。

事務局 16ページです。日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可
申請について。議案第377号。権利、使用貸借権。所在、幸田字松ノ前
〇〇 田。農振外 〇〇〇〇㎡。二種農地。貸人、湧水町幸田 〇〇〇〇。
借人、湧水町幸田 〇〇〇〇。用途、駐車場。申請事由、自動車整備工場
の自動車を保管する駐車場として申請するものである。事業計画書、被害
防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、土地使用貸借契約書、位
置図、住宅地図、地積図、周辺付近地図、配置図が添付されています。以
上です。

議 長 議案第377号を審議します。議案第377号につきましては、現地調査
が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 1 番 1 番〇〇が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 3 7 7 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 3 ページから 1 7 ページ をご参照ください。周囲の状況は，北は道路，東は宅地，南は宅地，西は宅地です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，事業計画書，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 3 7 7 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第 3 7 7 号については，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。以上で，農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について を終わります。
- 議長 次に，日程第 4 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 3 7 8 号から議案第 3 7 9 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 7 ページです。日程第 4 非農地証明願の申請審議について。議案第 3 7 8 号。願出人，湧水町幸田 〇〇〇〇。土地の所在，幸田字竹山〇〇 地目は畑 面積〇〇〇〇㎡ 外 1 筆，計 2 筆〇〇〇〇㎡。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，平成 20 年頃より耕作放棄のため荒廃化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号，第 3 号，第 5 号です。次に議案第 3 7 9 号。願出人，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。土地の所在，稲葉崎字石床〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外 3 筆 田 2 筆 畑 2 筆の計 4 筆 〇〇〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，稲葉崎石床〇〇については，平成 20 年頃より耕作放棄のため荒廃化した。また稲葉崎牧野〇〇，五本松〇〇，内田〇〇については昭和 60 年頃，農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 6 号です。以上です。

- 議 長 まず、議案第378号について審議します。議案第378号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 2 番 2番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第378号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ページから21ページをご参照ください。調査意見は、平成20年頃より耕作放棄のため原野化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第5号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第378号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案378号につきましては、非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第379号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 1 番 1番です。非農地証明願いに係る議案第379号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ページ、22ページから33ページをご参照ください。調査意見は、稲葉崎字石床〇〇については、平成20年頃より耕作放棄により荒廃化したため、また稲葉崎字牧野〇〇及び稲葉崎五本松〇〇については昭和60年頃、農地法の許可を得ないで植林し山林化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。また、稲葉崎内田〇〇については、一部まだ農地となっていたため、非農地判定は非該当と判断いたしました。以上のことから、該当した3筆については、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、確認する事項がありますので暫時休憩します。

(暫時休憩)

議 長 休憩を閉じ会議を再開します。議案第379号については、ただいまの報告では、稲葉崎内田〇〇については、非農地に該当しないとの報告ですが、議案の一部を否決することはできないと思われます。このため議案第379号については保留にしたいと思ひます。ご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案379号につきましては、保留ということに決定いたします。以上で、非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませぬか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第35回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時00分

10番

11番

議 長